

今後の保育行政のあり方に関する基本方針（案）

概要版（パンフレット）



パブリック・コメント

2013

6/3 - 7/31

実施中

基本方針（案）は、左記の期間において、ホームページのほか各文化センター、市政情報センター及び中央図書館にて公表しています。



府中市ホームページ：<http://www.city.fuchu.tokyo.jp>

- ▶ トップページ上の「パブリックコメント」
- ▶▶ 現在実施しているパブリック・コメント手続
- ▶▶▶ 今後の保育行政のあり方に関する基本方針（案）

【ご意見の募集】

平成25年7月31日（水）までに、意見、住所、氏名を記入して、〒183-8703子ども家庭部保育課へ
FAX：042-334-0810 ／ E-mail：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp
直接持参：保育課・中央図書館・各文化センター・市政情報センター

府中市の子育て環境を取り巻く課題



課題① 保育サービスの 充実

1. 待機児童の解消

- 申込者数の増加 ⇨ 待機児童解消には至っていない = 24年4月待機児童数182名(9割が3歳未満)
 - ⇨ 少子化の進展や厳しい財政状況等を考慮 = 従来手法(大規模施設整備)の継続困難
- ➡ 新たな手法を確立し、待機児解消!

2. 多様な保育サービスへの対応

- 核家族化や就労形態の変化 ⇨ 保育ニーズの多様化
- 市民の期待が大きい事業や他市と比較して実施率の低い事業の更なる充実
 - = 病児・病後児保育(体調不良児対応型)、一時預かり・特定保育、すくすく保育事業等
- ➡ 実施率やサービス拠点を増やし、より身近な場所でサービスが利用できる環境整備!
特に在宅子育て家庭も利用できる『一時預かり・特定保育』の充実

3. 保育サービスの質の向上

- 待機児童の解消に向けた取組 = 多くの保育施設を整備
- 子ども・子育て支援新制度の創設(27年4月) = 小規模保育所等の制度設計
 - ⇨ 今後もサービス提供主体や事業規模・施設形態の多様化が進展
 - ⇨ サービスの質や水準の確保・更には向上させる必要性
- ➡ 市内すべての保育施設をより安心して利用できる環境整備!



課題② 地域における 子育て支援の充実

地域における子育て支援の充実

- 核家族化の進行・近隣関係の希薄化 ⇨ 家庭の養育機能・地域の子育て機能の低下
- 児童相談所等による児童虐待対応件数も全国的に増加
 - = 平成23年度中に子ども家庭支援センターに寄せられた相談件数は延787件
 - その約5割が「養育困難」・「児童虐待」に関する内容
- 3歳未満児の約70%は在宅で過ごしている
 - ⇨ 支援の充実を期待する声(市民意向調査)や地域間の実施体制の是正が必要
- ➡ 地域子育て支援の「質」と「量」両面の充実により、保育施設
利用者のみならず、誰もが安心して子育てを行える環境づくり!!

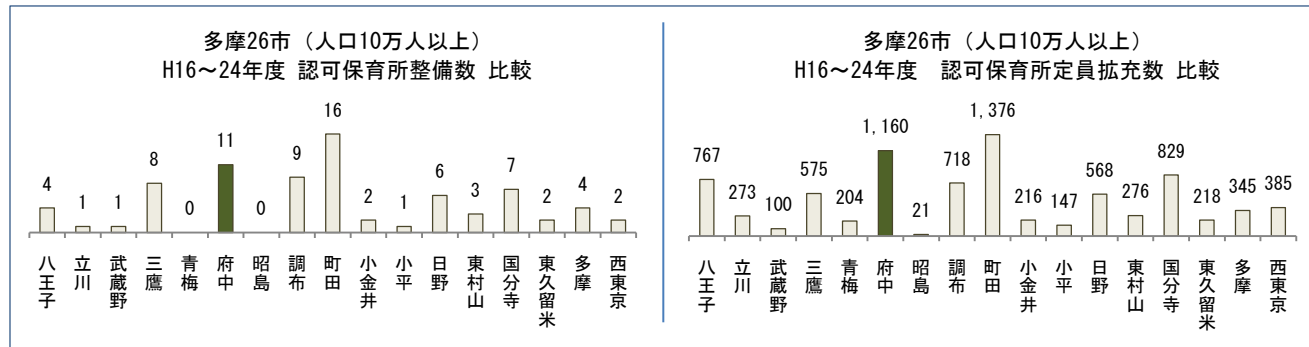
課題③ 持続可能な 行財政運営

持続可能な行財政運営

- 長引く景気低迷 ⇨ 歳入の根幹である市税が減少・歳出は増加
- 同規模自治体と比較し、市内には多くの公共施設 ⇨ 維持管理・老朽化対応に関する経費が増加
 - ⇨ 少子高齢化を背景に高齢者福祉等の関係経費増加↑・市税等の増収は見込めず
 - ⇨ 市立保育所等の保育施設の老朽化への対応(築20年以上の建物: 公87.5%、民25.8%)
- ➡ 厳しい財政状況においても、サービスの「質と量」を維持し続け、更には向上させる方策確立!!!

Q 府中市が待機児解消にどれだけ力を入れて来たのか疑問です！

A. 厳しい財政状況のもと、近隣他市と比較しても大規模な施設整備を行い、このほかにも私立保育園分園、認証保育所の新設及び家庭的保育事業の創設等に取り組んできました。



Q 府中市は子育てしやすい街だと聞いたけど、実際はどんなの？

A. 他市の実施状況と比べて、子育て支援事業を幅広く実施しており、医療費の助成等の取組についても「強み」があります。資料：東京都福祉保健局ホームページ（とうきょう子育て応援Navi在宅サービス 24年5月現在）

事業名	府中	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	昭島	調布	町田	小金井	小平	日野	東村山	国分寺	東久留米	多摩	西東京
トワイライトステイ	●	●			●			●	●			●					
病児・病後児保育	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●		●	●
産前産後家庭サポート事業	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	
ファミリー・サポート・センター	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

Q 府中市はお金持ちだと聞いているんだけど、財政状況が悪化しているのは本当なの？

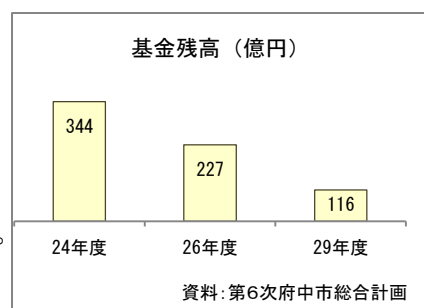
A. 府中市独自の歳入として、平和島モーターボート競走事業での収益金があります。かつては、一般会計等へ1年間で約168億円の繰出しができるほどの収益をあげていた時期もあり、公共施設整備や市民サービス向上への財源として寄与してきました。しかし、バブル経済の崩壊後、売上が減少し、平成13年度には収益が経費に相殺され、繰出しが全くできない状況となっています。

現在の財政状況は、市税の減収等により、財源不足（歳出＞歳入）が生じています。（H24年度予算の財源不足額：約25億）

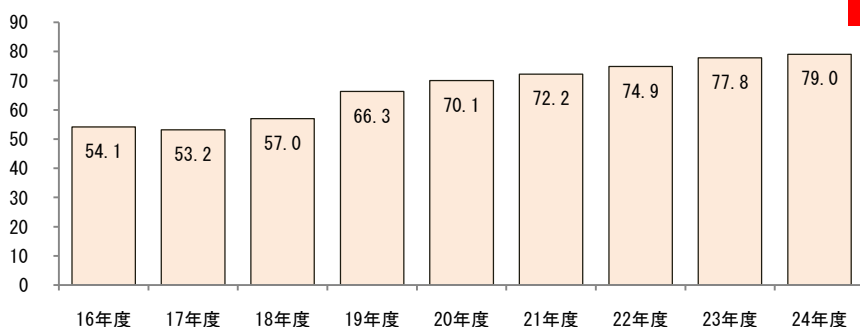
予算編成において、不況に伴う市民生活への影響に配慮して大幅な歳出の削減を行わず、「基金の取崩」と「市債の借入」を活用することで、財源を補填している状況です。

しかし、平成25年度から臨時財政対策債の起債ができなくなり、財源不足に対しては「基金の取崩」により補填せざるを得ない状況です。

今後、財源補填を継続していくことにより、近い将来に基金が枯渇するリスクがあります。



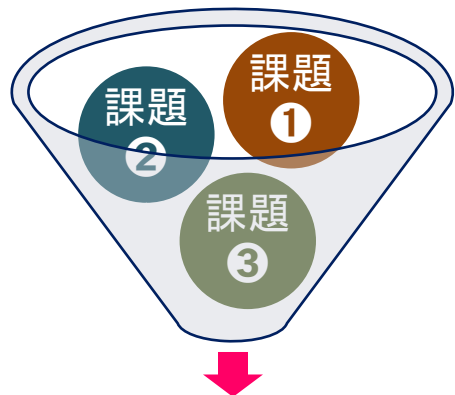
（億円） 保育所関係経費の推移（H16～24）



将来的な経費減への圧力

【圧力要因】

- ▶ 市税の減少
- ▶ 建物の維持保存に係る経費増
- ▶ 高齢化の進展 など



子育て家庭を取り巻く環境変化を始めとする社会情勢の変化や厳しい財政状況のなかでも、本市を取り巻く課題に適切に対応し、子育て支援に関する取組の前進と児童福祉基盤の発展を図るため、『今後の保育行政のあり方に関する基本方針』を定めることとします。

課題の解決に向け、『今後の保育行政のあり方に関する基本方針』に基づき、次の取組を進めます！！

今後の保育行政のあり方に関する基本方針

視点 コンセプト

- ① すべての子どもの幸せを基本に考えた子育て支援
- ② 地域の絆と協働による子育て支援

今後の取組の方向性

5つのねらい

- ① 待機児童の解消
- ② 多様な保育サービスの提供
- ③ 保育サービスの質の向上
- ④ 地域における子育て支援の充実
- ⑤ 資源の有効活用と
効果的・効率的な事業展開

具体的な取組・方策

6つの方策

- ① 保育・子育てサービス提供体制の再構築
- ② 基礎的エリア区分による子育て支援の充実
- ③ 市立保育所の重点集約化
- ④ 民間活力の積極的な活用
- ⑤ 地域資源ネットワークの構築
- ⑥ 保育の質・水準の向上と利用者支援



策定経過・体制

- 府中市保育検討協議会（市民参加）
平成24年10月～平成25年3月
「府中市の保育行政の今後のあり方について」
- 庁内検討（市立保育所職員等）
平成24年度
「市立保育所の特性を活かした今後の方向性等について」

基本方針の体系



第1章 策定に当たって	3
第2章 保育・子育てサービス等の現状と課題	4
第3章 基本方針	20
第4章 具体的な取組・方策	21
おわりに	32
資料編	33

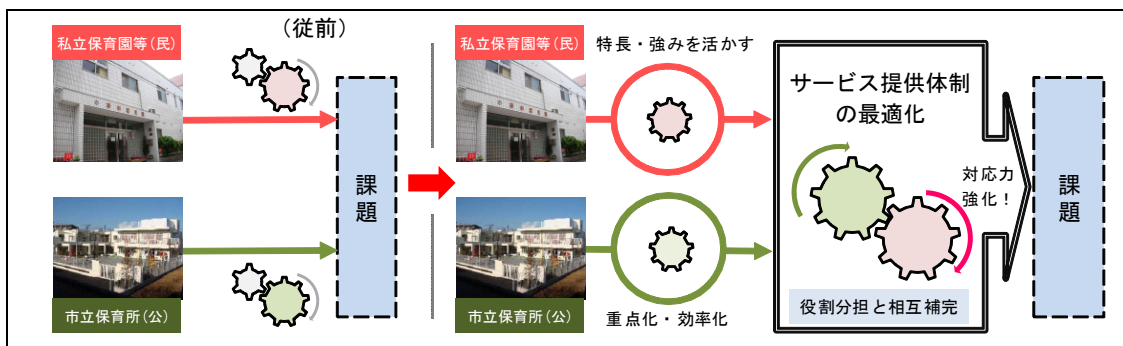


取組①

保育・子育てサービス提供体制の再構築

現下の厳しい財政状況や市民ニーズが多様化し増加

- ◇ これまで以上に効果的かつ効率的な施策展開が求められる
 - ◇ 保育施設の運営主体である府中市（公）と民間事業者（民）が持つ「特長」に着目
 - ☛ この「特長」を最大限に活かすことにより、市民ニーズへの対応強化を図る！
- ＝ サービス提供体制の再構築 ◇ 役割分担：「選択」と「集中」



Q

特長って何ですか？

A. 保育検討協議会で検討した結果、次表のとおり分析がありました。

	民間事業者：民（私立保育園等）	府中市：公（市立保育所）
特 長	○利用者ニーズに対する敏感性 ○運営面における柔軟性や迅速性 ○特別保育事業の高い実施率と積極性 など	○人事異動・合同研修による保育水準の平準化 ○保育施設や関係機関との連携 ○地域の特性に関する情報確保の利便性 など



上記の特長を踏まえ、各主体における「今後の役割」と「重点強化すべき機能・取組」を次のとおり定め、相互補完的な連携の下、一体的かつ効果的に子育て支援や保育サービスの提供を行うこととします。

	民間事業者：民（私立保育園等）	府中市：公（市立保育所）
今後の役割	地域的な保育・子育てサービスの拡充主体 地域における保育・子育てサービスの活性化の担い手として、保育水準の維持・向上を図りながら、次の方向性により取組を進めることとします。	全市的・包括的な保育・子育てサービスの拡充主体 全ての職員が公務員としての使命を自覚し、全市的・包括的な視点により府中市の児童福祉基盤の強化を図るため、次の方向性により取組を進めることとします。
重点強化すべき機能・取組	① 待機児童への対応 ② 多様な保育ニーズへの対応 ③ 地域子育て支援における保育所機能の充実 ④ 特色豊かな保育環境の充実	① ネットワーク構築と子育て支援機能の強化 ② 児童福祉のセーフティネット機能強化 ③ 保育の質の向上や地域内施設への支援強化 ④ 先駆的事業の研究・実践の取組強化

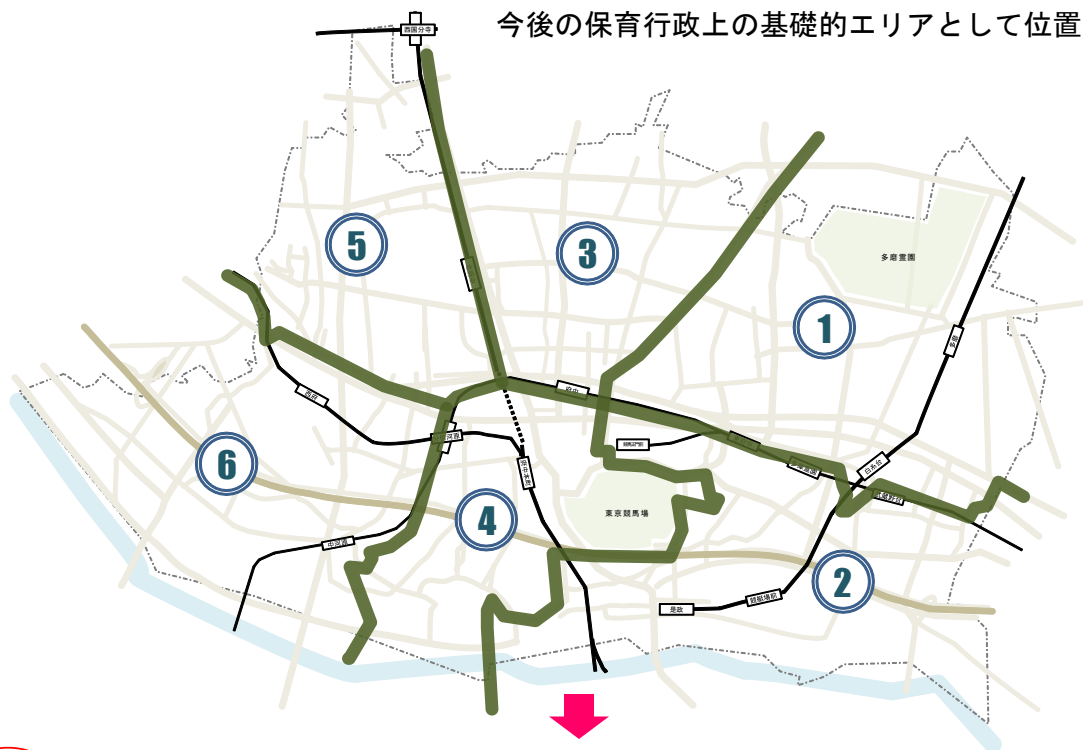


取組② 基礎的エリア区分による子育て支援の充実

地域社会を重視した施策や地域の絆の醸成に向けた取組の推進

- ◇ 地域の実状や特性等を十分に考慮し、
地域性や地域間のバランスに配慮することが不可欠
- ▶ 「府中市福祉計画」に定める「6つの福祉エリア」を、

今後の保育行政上の基礎的エリアとして位置付ける！



保育施設の配置を始めとする各種施策や調査等を進める上での保育行政上のエリア区分として扱い、エリア間のバランスを考慮し、次の取組を進めます。

具体的な取組とねらい

① 地域における子育て支援	② 認可保育所定員の最適化
▶ 6つのエリアにおいて、地域内の保育施設や子育て支援に関わる人材や機関等との連携を図る。 ▶ 6つのエリア間においてサービス量に偏りが生じないように配慮し、市の直営事業を始めとする子育て支援の取組を強化する。	▶ 単一の施設内での取組だけでは限界があるため、エリア内の施設定員（供給量）、待機児童数及び就学前児童数等（需要量）を踏まえ、エリア間での定員調整を検討する。



何故、府中市福祉計画に基づくエリア区分を行うのですか？

- A. 保育検討協議会からの報告書では、『ネットワークの構築にあたっては、後述の「世代間交流の場の提供」を踏まえ、既存の高齢者支援に関するネットワークとの連携の視点をもつことも重要です。』とあります。このことから『高齢者福祉に関する計画』及び「認可保育所の整備計画等」を定めた『次世代育成支援行動計画』の関連計画である『府中市福祉計画』に基づくエリア区分を行うものです。



取組③ 市立保育所の重点集約化

市立保育所の「今後の役割と重点強化すべき機能・取組」に向けた機能拡充

⇒ 現状の市立保育所における人的体制を維持したままに進めていくことは困難

☛ 市立保育所に従事する人材を重点集約化し、原動力となる人材等の資源を確保する！

① 基礎的エリアを踏まえた市立保育所の重点集約化

地域の子育て支援の中核施設としての役割を担う市立保育所を各エリアにおいて1か所選定

⇒ 重点集約化による機能拡充を行う。

第1エリア	第2エリア	第3エリア	第4エリア	第5エリア	第6エリア
・東保育所 ・朝日保育所	・小柳保育所 ・八幡保育所	・北保育所 ・中央保育所 ・三本木保育所	・南保育所 ・本町保育所	・北山保育所 ・西府保育所 ・美好保育所	・西保育所 ・住吉保育所 ・四谷保育所



② 重点化集約化施設の選定と今後の位置付け

次の視点と優位性をもって別に選定 ⇒ 子育て支援の中核施設となる「基幹保育所」に位置づける。

なお、選定にあたっては、効果的かつ効率的に地域内の子育て支援事業（アウトリーチ等）を展開するため、次の視点のうち「施設所在」を重視する。

視点	優位性	視点	優位性
施設老朽度	新・改築から年数が経過していないこと	施設所在	エリア内の中心部に位置していること
施設規模	現状の延床面積が大きいこと	施設所有関係	建物の所有者が府中市であること



今後、市立保育所の職員は、自らの意識改革と必要とされる職務における専門性の向上に努め、次のとおり機能強化及び具体的な取組を進めます。

基幹保育所の役割

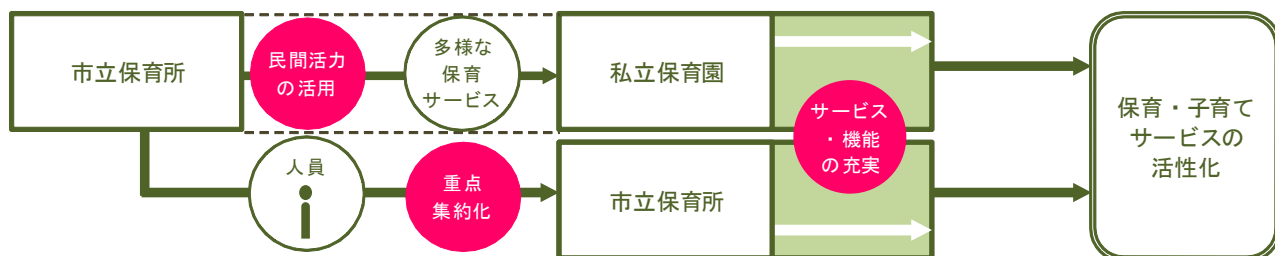
	機能	取組の方向性
1	ネットワーク構築・地域子育て支援	○ 地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu（仮称）」の構築 ○ 子育て支援機能強化：既存事業の拡充、地域へのアウトリーチの展開等 ○ 地域資源の活性化：地域子育てサークル支援、ボランティア育成等 ○ 総合的な育児相談・情報提供：子育てコンシェルジュ等
2	児童福祉のセーフティネット	○ 障害児及び要保護児童への積極的な取組 ○ 災害・緊急時等の対応強化：応急保育の検討、エリア内施設用の備蓄品確保等
3	保育の質の向上・地域内施設への支援	○ 保育ガイドライン「府中の保育（仮称）」の作成 ○ 評価システムの構築 ○ 地域内保育施設の支援：保育アドバイザーの巡回、エリア内の保育施設へ園庭等の開放、マニュアルの提供等
4	先駆的事业の研究・実践	○ 教育、保育等の総合的な提供の研究・実践等



取組④ 民間活力の積極的な活用

取組③『市立保育所の重点集約化』に併せて、一部の市立保育所に民間活力の導入等を実施

- ⇒ 民間事業者の機動性と柔軟性を活かし、
市立保育所では応えきれていないニーズへの対応強化！
- ⇒ 保育所の管理運営の効率化により生まれる財源や人材等の資源を活用し、
府中市全体の保育・子育てサービスの活性化を図る！！



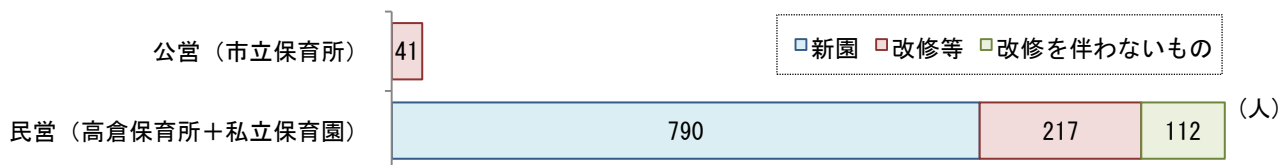
Q 現状の市立保育所のままでは、増加し、多様化する保育ニーズに対応できない理由は？

A. これまで、一時保育等の特別保育事業やアレルギー対応については、市内の私立保育園が率先して取り組んでいた経緯があります。また、市立保育所が保育サービスを拡充しようとする場合は、原則として全施設での一斉実施が求められ、事業に係る国や都の財政援助の差異もあることから、私立保育園に迅速性や柔軟性の点で優位性があります。なお、待機児童解消の観点においても同様です。

■特別保育事業の実施状況（平成24年4月現在）

事業名		運営主体別 (実施率)	市立保育所：公営 (実施施設数 / 15施設)	私立保育園等：民営 (実施施設数 / 26施設)
延長保育	1時間		12施設 (80%)	16施設 (61%)
	2時間 (長時間)		3施設 (20%)	8施設 (31%)
	4時間 (長時間)		—	2施設 (8%)
障害児保育	実施施設数		14施設 (93%)	15施設 (57%)
	受入児童数		33人	41人
休日保育			—	2施設 (8%)
年末保育			4施設 (26%)	9施設 (34%)
病児・病後児保育			—	1施設 (3%)
	体調不良児対応型		—	4施設 (15%)
一時預かり・特定保育			—	13施設 (50%)

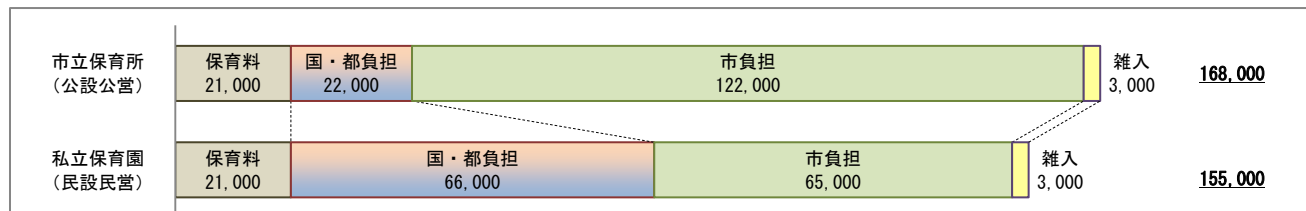
平成16～24年度間における認可保育所の定員増員要因



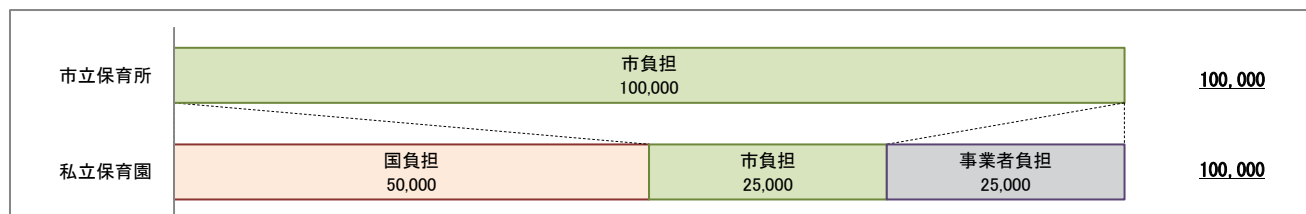
Q 公私の財政援助の差異や財源が生まれるとは、どういう事？

- A. 認可保育所の運営費や整備費は、国・都・市により支弁することが原則ですが、市立保育所については、平成16年度以降「三位一体改革」による税源移譲とともに、従来の国と都の負担分を市で負担している状況です。（一般財源化）

■年間運営費試算比較（定員100名規模） ※私立保育園（民設民営）：社会福祉法人 （千円）



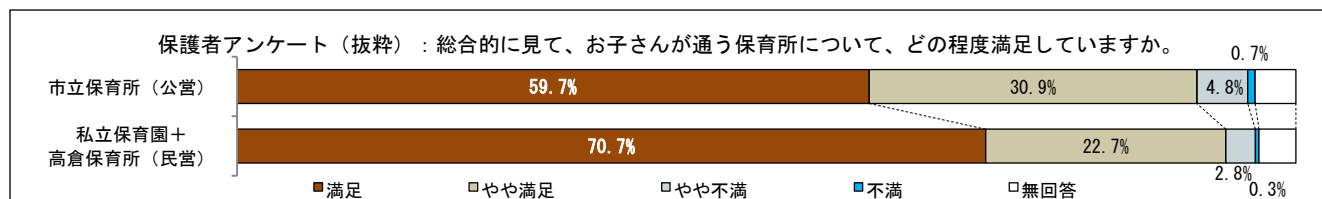
■整備費試算 ※私立保育園（民設民営）：社会福祉法人 （千円）



Q 何かが起こった場合の責任問題はどのように対処するのか？現状のサービスはどうか？

- A. 児童福祉法において、家庭での保育に欠ける児童を保育する責務は市にあり、市立保育所及び私立保育園ともに公的な責任を市が負っております。

また、認可保育所の提供するサービスの満足度や要望等を把握するため、福祉サービス第三者評価で行われている「利用者調査」を参考に保護者アンケートを実施しました。その結果、「満足」と「やや満足」を合わせた回答割合は、私立保育園（民営）が多くの設問において市立保育所（公営）を上回っています。



Q 民間活力の導入をしないと市の職員が活用できないとは？

- A. 厳しい財政状況の中、市民サービスを維持するため、人件費の抑制と職員数の適正化に努めています。職員数及び給与の適正化については、平成23年4月1日における職員1人当たりの市民数199.7人で、多摩26市の中で2番目に多い状況になっています。また、平成22年度普通会計決算の歳出総額に占める人件費割合（13.4%）についても、同様に2番目に低い数値です。

① これまでの取組

本市では、平成11年度に設置された「府中市保育検討協議会」の報告に基づき、市立保育所への民間活力の導入について検討を開始し、他市の動向や先行事例に基づき、その効果や影響について研究を重ねてきました。平成24年度には、「一部の市立保育所における民間活力の導入」を決定し、次の経過を経て現在に至っています。

（その後の検討経過）

- 平成24年9月：市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（案）の作成
- 平成24年9月から10月：ガイドライン（案）のパブリック・コメント

件名（実施年度）	提出者数	件数
市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン案（平成24年度）	88名	297件
循環型社会の構築に向けたごみ改革実施方針案（平成20年度）	83名	315件

- 平成24年10月から平成25年3月：府中市保育検討協議会



② 民間活力導入に関する市の考え方

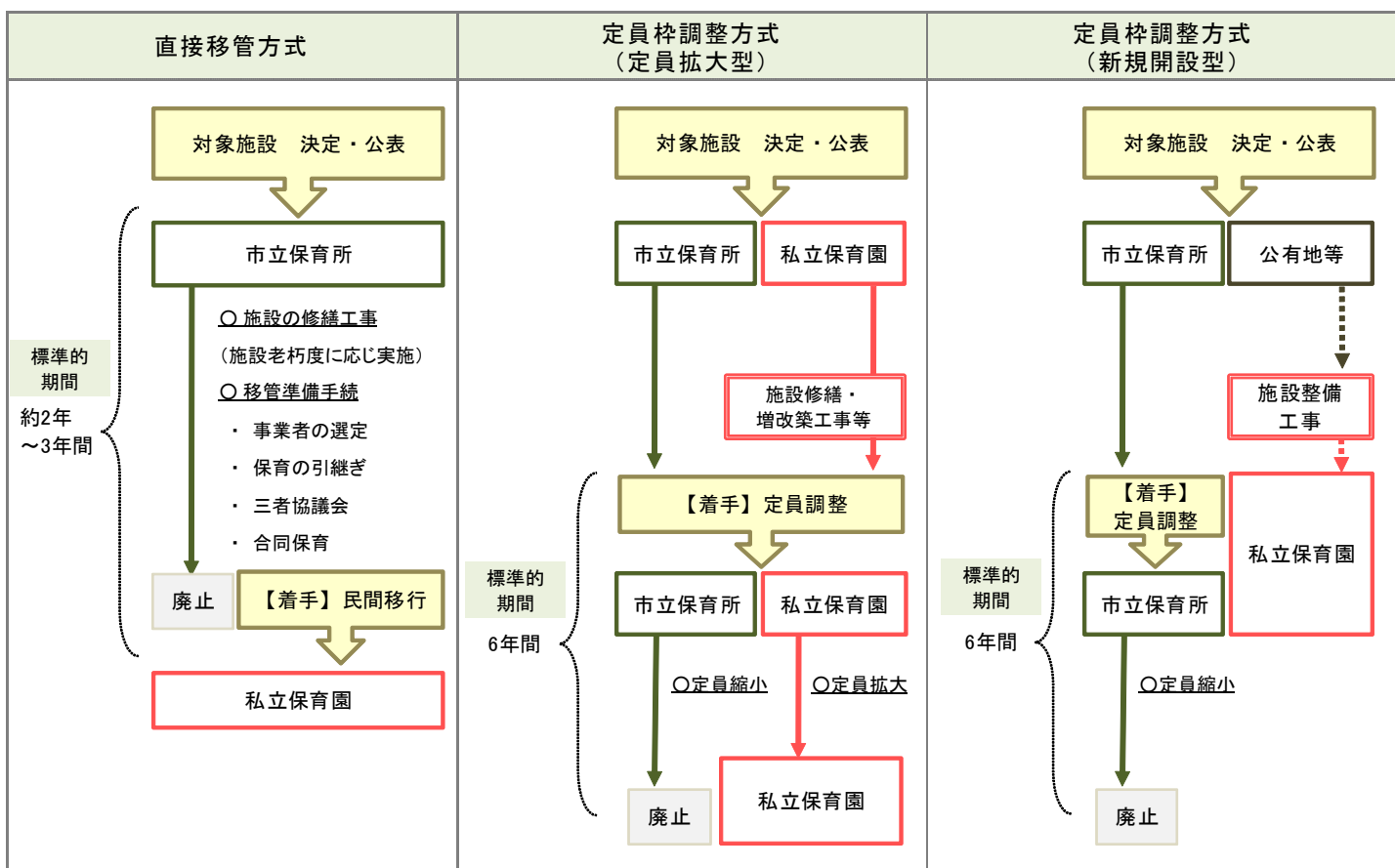
保育所を利用している児童や保護者への影響が最小限となるように、民間活力の導入に当たっては、十分な配慮と期間が必要

- ○ 府中市保育検討協議会
 - ▶ ガイドライン（案）の全体的な内容を評価する意見
- パブリック・コメント・市立保育所保護者会へのヒアリング
 - ▶ 民間活力の導入を入園後に知らされる事への不安や不満・準備期間が短い等の意見



民間活力の導入に当たっては、児童及び保護者への影響に配慮し、現在、検討を進めているガイドライン（案）に基づく「直接移管方式」に加え、「定員枠調整方式」による手法を検討する。

方式	直接移管方式	定員枠調整方式
概要	市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに基づき、原則、民設民営の私立保育園への民間移行を実施する。	○ 将来的に利用可能な公有地や市立保育所の敷地等の資源を活用することにより、既存の私立保育園の定員拡大又は新規開設等を実施する。その際、市立保育所が現在、受け入れている3歳未満児定員数の確保に努める。 ○ 市立保育所は新規受入を順次停止し、在所児童の卒園に併せて閉園する。
前提条件	○ 民設民営による民間移行を原則としているため、土地及び建物が市所有であること。（東京都の所有物件は、公設民営を検討） ○ 引渡し後も民間事業者が支障なく使用できるよう、施設老朽度に応じて施設修繕工事が事前に必要となる。	○ 私立保育園が、施設・定員規模を拡大することにより、市立保育所が現に対応している3歳未満児の保育ニーズに対応できること。 【定員拡大型】市立保育所の近隣に私立保育園が設置されており、私立保育園に規模拡張の余地があること。 【新規開設型】市立保育所の所在地の近隣に私立保育園の整備に適した公有地等があること。



③ 対象施設の決定・手法選定

対象施設は、認可保育所の入所申請時期に配慮し、別に決定する。なお、民間活力の導入に係る手法については、認可保育所の入所申請時点を基点として、次の手法（方式）を原則採用する。

■採用手法

児童に係る認可保育所入所申請時点の状況	方式
民間活力の導入対象施設として公表されている	直接移管方式
上記以外	定員枠調整方式

対象となった施設は、民間活力の導入に至るまでの期間、基幹保育所の支援に取り組む。

④ 導入に係る手法の検証及び評価

市立保育所の廃止後に検証を行う機会を設け、その影響や効果について評価を行う。

なお、検証結果や保育制度に法制度の変更があった際は、児童の最善の利益を考慮し、手法の改善に取り組む。

Q 定員枠調整方式（新規開設型）における事業者選定は？

A. 市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに定める事業者の選定方法に準拠し選定します。

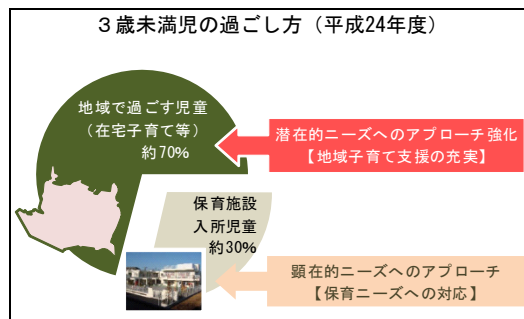
□ 私立保育園に対する運営費の一部見直し

給与改善の視点を持ち、本方針に基づく私立保育園の役割に基づき、施策推進のインセンティブ（誘因）を付与する仕組みとするため、運用方法を含めた制度体系の見直しを進める。



取組⑤ 地域資源ネットワークの構築

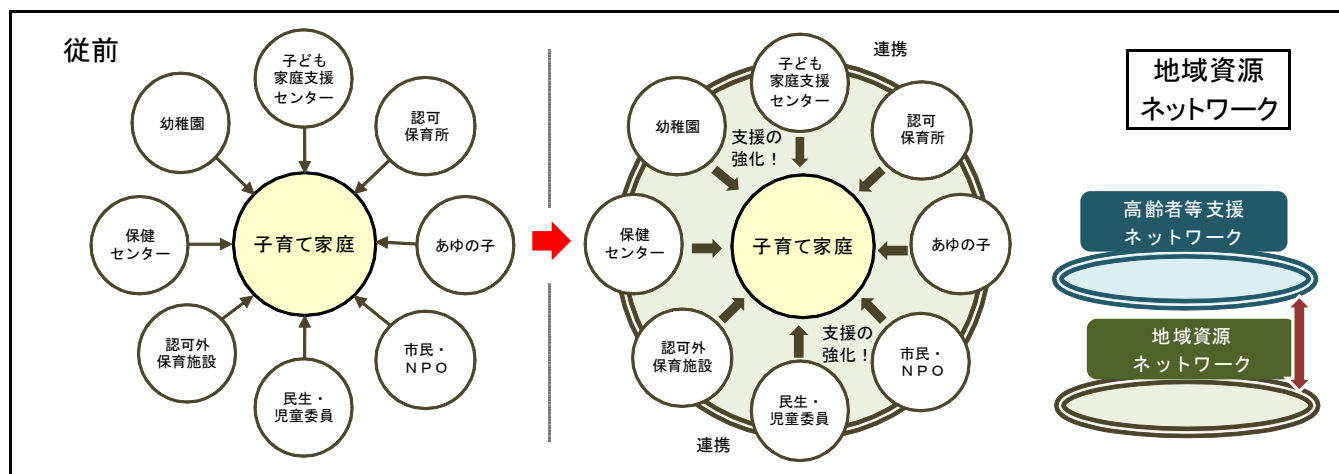
- 保育施設の入所児童のみならず、
在宅子育て家庭を含めた支援を充実させる必要性
- すべての子どもの幸せを基本に考えた支援展開
 - 子育てに対する不安・負担増→認可保育所の申込増
 - 待機児解消の観点からも重要
 - 地域資源が持つ「力」や「特性」を
有効活用するため、連携協力体制と適切な役割分担に基づく協働を進める！！



□ 地域資源ネットワーク「すまいるねっと-Fuchu（仮称）」の構築

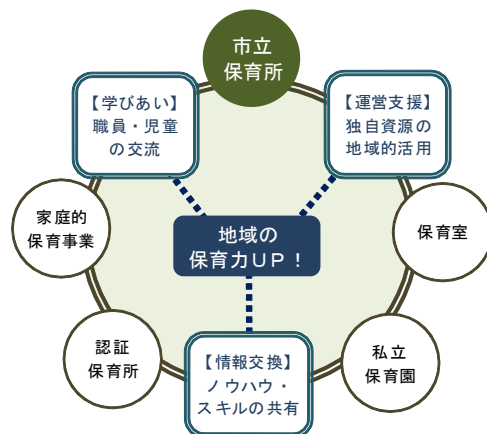
地域資源が一体となって効果的な支援を行うためのネットワークを『6つのエリア』で構築

- 地域の全ての子育て家庭に対する支援体制を強化
- 【キーワード】いつでも、誰もが、身近な場所で！ ・ 世代間交流
- ネットワーク構築は、市立保育所の「基幹保育所」が取組を進め、
エリア内のみならず、エリア間の連携調整等を担う



■ 地域資源ネットワークと市立保育所との関係性

- エリア内の保育施設への学び合いの場の提供
 - 職員・児童の交流
- 保育実践上のノウハウやスキルの共有化
 - 情報交換・課題の共有
- 園庭やプール等の独自資源の開放・地域的活用
 - 地域の保育水準の向上





取組⑥ 保育の質・水準の向上と利用者支援

児童の最善の利益を保障し、地域全体の保育水準の向上させるため

☞ 保育に関わる多様な主体が、

自らの資質や専門性の向上に努めるとともに、次の取組を進める！

ぽいんと

取組み

① 保育の質と専門性の向上

☞ 全ての保育施設を対象とした研修会や学習会の継続的開催に向けた検討

▶ 公民の協働と連携：研修体系や内容等

② 保育水準の確保

☞ 府中市の保育内容等の水準を示すガイドライン『府中の保育（仮称）』の策定

▶ 市民や保育事業の関係者との協働

③ 保育施設・事業運営への支援強化

☞ 「保育アドバイザー（保育支援者）」を増配置 ☞ 保育施設の運営支援強化

☞ 民間保育施設への財源確保 ☞ 給与改善・専門的人材の確保・保育環境の改善・充実

④ 各種評価の実施

☞ 市立保育所において、保育所及び保育士等の自己評価に関する手法の確立

▶ 地域内の保育施設間で共有化

☞ 福祉サービス第三者評価の受審費用の助成継続 ☞ 外部評価の受審を促進

⑤ 利用者負担の適正化

☞ 保育サービスの形態や保育施設による利用者負担の偏りが是正に配慮

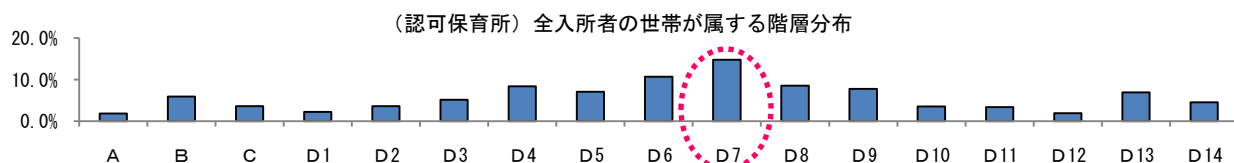
☞ 利用者負担（保育料等）の見直し

Q

認可保育所と認可外保育所の保育料はどれ位の差があるの？

A. 認可保育所の保育料

認可保育所の保育料は市立・私立を問わず、年齢や世帯収入に応じて保育料を決定し、運営経費に充てています。市では、保護者の負担を軽減するため、国が予め定めた保育料の約50%を市が負担することとし、国基準をベースに市独自で保育料を決定しており、市立保育所と私立保育園の保育料は同額です。なお、認可保育所の入所者のうち構成率が最も大きい月額保育料は、26,600円～16,300円となっています。



認可外保育所：認証保育所の保育料

市内に所在する認可外保育施設（認証保育所）の保育料金の平均額は51,000円～44,800円であり、認可保育所と認可外保育所において利用者負担の差が生じています。このことから、市では独自に、次利用者負担軽減措置（月額10,000円）を講じています。